

一般廃棄物収集運搬業許可証

大阪市指令環境事第 3 号  
令和 8 年 4 月 1 日

〔法人にあたっては、主たる事務所の所在地〕

住所

大阪市淀川区田川北2丁目4番10号

〔法人にあたっては、その名称及び代表者の氏名〕

氏名

株式会社 大建工業所  
代表取締役 川村 豊

大阪市長 横山 英幸



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項若しくは第2項又は第7条の2第1項の規定により、次のとおり一般廃棄物収集運搬業の許可をしたことを証します。

許可番号	第 2 号
許可年月日	令和 8 年 4 月 1 日
許可の有効期限	令和 10 年 3 月 31 日
事業の範囲	一般廃棄物（し尿及びし尿を含む汚泥並びにディスポーザ汚泥に限る。）の収集運搬 【し尿を含む汚泥とは、浄化槽清掃汚泥、浄化槽法対象外し尿浄化槽清掃汚泥、建築物地下排水槽（ビルピット）汚泥をいう。】
区域	大阪市内全域
許可の条件	裏面のとおりに

**大阪市一般廃棄物収集運搬業者  
(し尿及びし尿を含む汚泥並びにデスポーザ汚泥) 許可条件**

- 1 自己の名義をもって、他人にその営業をさせないこと
- 2 市域外から排出されたものを本市処理施設へ投入しないこと
- 3 次に掲げる投入禁止物を本市処理施設へ投入しないこと
  - (1) し尿及びし尿を含む汚泥並びにデスポーザ汚泥以外のもの
  - (2) 油脂等本市処理施設の維持管理上支障をきたすおそれがあるもの
  - (3) 土砂、がれき等の異物が混載されており、適正な処理が困難と思われるもの
- 4 収集又は運搬の際には、一般廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること
- 5 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じない  
ように必要な措置を講ずること
- 6 その他市長が必要と定める条件

上記各号の許可条件に違反した場合は、その許可を取り消し、又は期間を定めて、その事業の全部若しくは一部の停止若しくは本市の処理施設への搬入拒否その他必要な措置を講ずるものとする。